

平成 28 年度 第 2 回 長野市社会福祉審議会 会議録

日 時	平成 28 年 9 月 28 日 (水) 午後 3 時～午後 3 時 40 分
会 場	ふれあい福祉センター 5 階 ホール
出席者	委員 17 名 (欠席者 7 名) 事務局 10 名 報道関係者 2 社 傍聴者 1 名
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 新委員紹介 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 専門分科会長報告 <ol style="list-style-type: none"> ア 老人憩の家の利用者負担の見直しについて 5 その他 6 閉会
議事	<p>5 議事</p> <p>(1) 専門分科会長報告</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 老人憩の家の利用者負担の見直しについて</p> <p style="padding-left: 40px;">分科会長から審議結果について報告があり、事務局から補足説明があった。</p> <p style="text-align: center;">【質疑応答】</p> <p>委員：資料 1-1 について、「行政サービスの利用者の負担に関する基準によるコストに対する利用者負担は 225 円」の算出式を教えていただきたい。</p> <p>事務局：27 年度の老人憩の家の運営経費等から算出した。市で負担している委託費、小規模工事、維持修繕費等が合計で 125,000,000 円ほど経費がかかっている。そのなかで、人件費・修繕費・その他の施設に係わる経費は、入浴に係る浴室関連部分の面積により按分して入浴に関する経費として算定した。光熱水費や燃料費については、入浴に関する経費が非常に多いので、9 割を入浴関連として計算し、</p>

合計 53,260,000 円という経費を割り出した。「行政サービスの利用者の負担に関する基準」には、コスト計算でもとめられた経費のうち、運営経費については75%、建物償却費については25%を利用者負担の基となる金額とするという基準がある。それにより計算すると基準のコストは40,985,000円となる。27年度の憩の家の利用者数が180,242人であったので、入浴関連コストの計算により、市民に利用者負担していただくコストは、40,985,000円を180,242人で割り一人当たり227円になる。ただし、基準では、現行の利用額から1.5倍までしか認めないので、150円の1.5倍である225円が上限となり225円を利用者負担としている。

委員：この事業の総事業費は125,000,000円と考えてよいのか。

事務局：総経費としたら、125,000,000円ということでご理解いただきたい。老人憩の家には、通常の大広間、休憩室などの施設の利用、あるいは講座などで利用することは、基本的に無料という原則がある。そのため、その部分についてはコスト計算ができない。しかし、特別な施設を設けた場合には利用料を徴収できるという厚生省の通知により、入浴部分の経費に関しては利用者負担をお願いすることができるということであるので、入浴部分に係る部分の経費を約40,000,000円と算出した。

委員：27年度の利用料収入額が18,877,000円とあるが、この人数で掛けると50円アップというのは、9,000,000円の収入増になるということではよいのか。

事務局：計算すると7,000,000円を少し超える見込みである。

委員：総経費125,000,000円に対し、約26,000,000円の収入があるということだが、差額の支出はどうなっているのか。

事務局：利用者負担以外は税金で賄っている。市の負担である。

委員：国や県からの助成金はないのか。

事務局：助成金はない。

委員：60歳以上の8.4%しか実際には利用していない。もう少し大勢が利用できるようにしたほうがよいのではないかと思う。利用しない理由のなかで、近くに施設がないというのが圧倒的に多い。憩の家は地区的に偏って存在しているのか。

事務局：利用者が偏っていることについては、多くの方に利用していただけるような努力も必要だと、老人専門分科会でもご意見をいただいている。ただ、施設が若干老朽化しており、なかなか利用しにくいという点もある。

施設の分布状況については、現在、北から若槻・古里・大豆島・吉田・第一（茂菅）・小田切の新橋・氷鉦・篠ノ井石川・松代・若穂、10施設があり、基本的にある程度の一定の範囲には広がっている。

建設した昭和40年代から50年代にかけては、あまり他の利用施設がなかったが、現在では、日帰り入浴施設、スーパー銭湯等の入浴を含めたふれあい交流できる場が非常に増えており、そういったものとの共存もあり、10施設のままである。

委員：参考資料について、「老人憩の家 利用者状況アンケート調査」はどのように調査されたのか。また、回答者1,300人の結果を利用者812人と未利用者488人にどのように集計したのか。

事務局：利用者状況アンケート調査は、老人憩の家の受付窓口に利用者アンケートを配布し、来られた方に窓口の職員が渡し、ご記入いただいた。期間は、7月7日～20日までの2週間で実施した。同時に、老人福祉センター、もんぜんプラザにあるシニアアクティブルームなどの老人憩の家以外の高齢者が集まる施設においても、施設利用時に受付のところでアンケートを渡し記入いただく方法で実施した。2週間間に、老人憩の家では812人の利用者から回答いただき、それ以外の施設からは488人から回答いただいた。それを集計したものである。

委員：7月7日から20日までに利用された方全員に書いていただいたというわけではなくて、たまたま「書いてもいいですよ」という人に書いていただいたということだが、回収率はわからないか。あるいは、1,300人分まで集めようとしたのか、それとも調査したら、たまた

ま 1,300 人だったのか教えていただきたい。

事務局：回収率については申し訳ないが、わからない。1,300 という数字は意図したものではなく、実際にこの期間にお願いして書いていただいて集計したら、この人数だったということである。

委員：10 施設でその期間ずっと置いてあったなかで、その期間の利用者数がどのくらいかわからないが、その中の利用者 812 人というのは、どのような割合になるのか。

事務局：アンケートの回答を見ていただければわかるように、基本的に、毎日利用している方にもアンケートの回答は 1 回だけとしているが、回収率は把握しにくいところである。年間利用者数から算定すると 2 週間分の延べ利用者数は、およそ 7,000 人であるが、実人数についてはわからない。